

雇用保険制度が変わります

—— 雇用保険料率の引下げ等 ——

▶ 雇用保険料率の引下げ

以下の表のとおり、平成28年度の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下げます。

併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）を0.5/1000引き下げます。

▶ 65歳以上の方への雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている65歳以上の雇用者につきましても、雇用保険の適用の対象となります。

また、平成32年度より、64歳以上の方についての雇用保険料の徴収が始まります。

この改正に伴い必要となる届出等については、あらためてご案内します。

▶ 介護休業給付の給付率の引上げ

介護休業を取得した際に支給される介護休業給付の給付率を、平成28年8月1日以降に休業を開始される方につきまして、現行の40%から67%に引き上げます。

[平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率